

鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(電気工事)

前田建設工業株式会社 吉成建設株式会社
NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES

I. 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項
1. 工事名称	鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(電気工事)		◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。		◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対する損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
2. 工事場所	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜17番地他				◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
3. 敷地面積	13,457.23m ²				・上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブは只工事は原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
4. 工事種目	新築 構造規模：別紙 設計概要表による		◎工事カルテの作成・登録 請負業者は、請負額が2,500万円以上の工事については、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。登録は受注時は契約締結後10日以内(ただし・土・日・祝日等は除く)。登録内容変更時は変更があった日から10日以内(ただし・土・日・祝日等は除く)。完成時は工事完成後10日以内(ただし・土・日・祝日等は除く)訂正時は適宜とする。またその都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。 変更登録については、請負金額、工期、主任(監理)技術者、現場代理人の変更があった場合に登録を行うこと。なお、変更時と完成時との間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 変更契約により請負金額が500万以上500万未満となった場合は、登録を削除し、新たに500万円以上2,500万円未満工事として変更契約時の工事内容を受注時として登録を行うこと。		
5. 工事区分	工事区分図による				
6. 工期	別紙 設計概要表による				
II. 工事共通仕様書					
① 一般共通事項				④ 工事現場管理	
項目	特記事項				◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ・受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
① 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官房営繕部監修の下記による。 ①国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(令和4年版)(以下「標示」) ②敷地調査共通仕様書(令和元年度版) ③国土交通省大臣官房官房営繕部監修「建築工事標準詳細図」(令和4年版) ④国土交通省大臣官房官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」 ◎また、次の図書(国土交通大臣官房官房営繕部監修)を参考とする。 ①建築工事監理指針(令和4年度版)(以下「監理指針」という。) ②建築改修工事監理指針(令和4年度版) ③電気設備工事監理指針(令和4年度版) ④機械設備工事監理指針(令和4年度版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1)質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2)補足説明資料 (3)本特記仕様書 (4)設計図 (5)上記仕様書等	◎施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。	◎工事関係図書 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ・工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建經発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建經発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ・工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建經発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建經発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。
② 本仕様書中の凡例は下記の通り	◎ :適用 ○ :適用 ● :適用 - :適用しない				◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1)工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標示の規定による場合は監督員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3)コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、上記範囲内にある木末再資源化施設への搬出を原則とする。 (4)受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(ミニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
施工条件は次による。 ・仮使用認定の安全区画等は「鳴門市新庁舎整備事業2期外構工事のうち付帯工事」による。					◎資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設サイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定された工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥等は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現地代理人は、工事現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。					◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ●) 備品等名称: 保管場所: 注意事項:
◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経済発第249号・最終改正 平成4.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。				◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。	
◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工事の施工計画書に添付し提出すること。					

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																					
⑤ 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、・品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的で木材を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木・材を使用できない理由施工計画書に記載すると共に、書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならぬ。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の产地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維・板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われるものと使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合は監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法性証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等に契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標準等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>・県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、木材以外の建設資材の別を施工計画書に記載するものとする。また、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>・県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、鳴門市内に主たる営業所を有する者から調達した建材等を優先して使用するよう努めなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルム・アルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監理者へ問い合わせ、工事に漏れないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を見出した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋修</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(インプレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦植(GLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリーブ入れ	○					同上穴埋修	○					スリーブ開口補強(鉄筋)	○					同上(インプレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○				同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め						縦植(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ						同上補強						給排水ガラリ取り付け						空調機器類の基礎工事						<p>◎火災保険</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事</p> <p>(2) コンクリート躯体工事</p> <p>(3) 屋外付帯工事</p> <p>(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁修理工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を保付する。 また、模様替工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <p>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	<p>13. 室内空気中の化学物質の濃度測定</p> <p>・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。</p> <p>学校： ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・バラクロロベンゼン・ステレン・エチルベンゼン</p> <p>学校以外： ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・ステレン・エチルベンゼン</p> <p>採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> </table> <p>測定は、次のいずれかにより行う。</p> <p>・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 國土交通省告示第1347号)第5・6-3(3)「口測定の方法」において定められた方法</p> <p>・バッショ型採取機器を用いる方法</p> <p>・バッショ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。</p> <p>(1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。</p> <p>(2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したまます。</p> <p>(3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。</p> <p>ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。</p> <p>ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。</p> <p>※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたまます。ただし、局部的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたまます。</p> <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したバッショ型採取器を分析機間に送付し、濃度を分析する。</p> <p>(5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>・測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	測定対象室	測定箇所数
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																					
梁、壁、床スリーブ入れ	○																																																																																									
同上穴埋修	○																																																																																									
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																									
同上(インプレン等)	○																																																																																									
床、天井点検口	○																																																																																									
設備機器天井開口墨出		○																																																																																								
同上切込み及び開口補強	○																																																																																									
衛生器具取付のブロック壁空洞部分のモルタル埋め																																																																																										
縦植(GLまで)	○																																																																																									
盤、便器等の箱入れ																																																																																										
同上補強																																																																																										
給排水ガラリ取り付け																																																																																										
空調機器類の基礎工事																																																																																										
測定対象室	測定箇所数																																																																																									
⑥ 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保溫材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、タル酸ジ-n-ブチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルム・アルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	<p>◎提出書類</p> <p>8 竣工図(製作3部、電子データ2部) (原図版2部・A3版1部)</p> <p>工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真)、電子データ2部)</p> <p>8 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表裏面に貼付)、電子データ2部)</p> <p>保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を・CD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着手前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施工中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完成写真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる、 よらない)ものとする。</p>	区分	サイズ	着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>株式会社内藤廣建築設計事務所</p> <p>一級建築士 A1= NS A3= NS</p> <p>前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所</p> <p>一級建築士 設備設計一級建築士 第350612号 武秀匡</p> <p>完工年月 四面名称 工事共通仕様書(2)</p> <p>E - 002</p>																																																																															
区分	サイズ																																																																																									
着手前	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																									
施工中	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																									
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ																																																																																									

III. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他の届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
- ・自家用電気工作物の保安規程(・本工事に関し定める ◎既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
- ・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務(◎本工事・別途)
- ・本受電後引渡しまでの基本料金(◎本工事・別途)
- (2) 官公署その他の届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業とともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 檢 定 作 業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工事作業 ・アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニール系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
防水	防水施工	・タイル張り
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業
金属	かわらぶき	・かわらぶき作業
左官	建築板金	・内外装板金作業
建具	左官	・左官作業
サッシ施工	建具製作	・木製建具手作工作業 木製建具機械加工工作業 アルミ製室内建具製作作業
ガラス施工	サッシ施工	・ビル用サッシ施工業
塗装	塗装	・ガラス工事作業
内装	内装	・建築塗装作業 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ポーラー仕上げ工事作業
配管	配管	・表装作業 壁装作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和	・冷凍空気調和機器施工作業
	機器施工	

(注) 表中の印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 他工事との工事区分

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

4. 施工条件

施工条件は次による。

- ・別途発注の関連工事と施工上の調整を入念に実施し、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
- ・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
- ・工事対象施設は、来訪者が多く、また、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音・停電・断水等を伴う工事は、原則夜間又は休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
- ・施設内の行事(イベント・議会定例会等)により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。

5. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕<1>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

- (1) 建設発生土の処理
 - ・構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で(・行う(箇所)・行わない) ◎構内敷きならし
 - ・構内の指示場所(図示)に集積
 - なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。
 - [最終処分場の指定]※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受け入れの可否について確認すること。
 - ・処分場名: _____ ·所在地: _____
 - ・処分単価(税抜): 円 ·運搬距離: kmを見込んでいる。

6. 養生等

- (1) 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	保 管 場 所	注意事項

7. 機材の品質等

- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キューピタル式配電盤 高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取り出位置等により、特定製造者の特定の製品を指定しきは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕<1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

8. 施工調査

- (1) 工事の着手に先立ち、実施工表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- (2) 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事・関連工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようとする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・設計用水平地震力
- 機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- ・設計用鉛直地震力
- 設計水平震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・施設の分類、地域係数
- ・施設の分類(◎特定の施設・一般的な施設)・地域係数(◎1.0・0.9)

- ・重要機器
- ◎配電盤 防災用発電装置 直流電源装置 交流無停電電源装置 交換機
火災報知受信機 中央監視制御装置 構内情報通信網装置 ◎電気自動車充電設備

設置場所	機器種別	○特定の施設		一般的な施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	防振支持の機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

- (2) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取扱については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行ふものとし、特に計算を行わなくともよい。

- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
・機器類の固定には、金属拡張アンカーオねじ形又は接着系アンカーハードを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。

- ・電気自動車充電設備
- ・試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーハードを引張るものとする。

- ・試験箇所数 1ロットに対し3本とし、ロットから無作為に抜き取る。

- (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その重さに十分耐えうるアンカーハードを使用する。なお、耐震支持に使用する軸体取付用のアンカーハードは金属拡張アンカーオねじ形又は接着系アンカーハードとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

3. 非破壊検査

- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカーハード等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。

- ・風圧力 風速V0 = (◎36・38)m/s
- ・積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表(三十五)

5. 各種荷重計算

- ・避雷針支持管 テレビアンテナマスト 風力発電装置 太陽電池アレイ

6. 強度計算

- ・ブロックマンホール及びハンドホール 自家発電装置配管類支持材 ケーブルラック支持材
- ・垂直ケーブルの最終端支持材 ◎照明用ポール

7. コンクリート工事

- 対象物:※コンクリート工事の対象となる基礎等を明示すること。
・強度試験(第三者機関 JIS工場) 構造体強度補正(S)による補正 調合表提出
・アルカリ骨材反応抑制対策確認 鉄筋材料の規格品証明書提出

(注) 強度試験の立会について、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は立会者

- (3) 足場その他
足場及び作業構台の類を（・本工事で設置する ○関連工事が定置するものを無償で使用できる）。
・外部足場（種類： 仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ）
※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標準仕様書2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
・内部足場（種類： 仕様： 枚布、D= cm）

9. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm）
○共同接地（A・B・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・A種	EA	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・B種	EB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 2連-2組
・C種	EC	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
○D種	ED	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・ELCB用	EELCB	Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・雷保護用	ELA	Ω以下	EP-0.6×2
・高圧遮雷器用	ELH	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・交換機隔離用	Et	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-1組
・本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 3連-2組
・拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・各種通信機器用	EDA	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・保安器用	ELt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) × 1
・測定用補助	EO	—	EB (D=14又はW=30) × 1

（備考） EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

10. その他共通事項

- (1) 配管工事
・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
・長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕2.2.9、2.2.12.4）
・屋内の金属製防水形ブルボックスは、（○ステンレス製・銅板製）とし、（・メラミン焼付塗装 ○溶融亜鉛めっき・無塗装）とする。
・屋外部設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、原則塗装不要とする。
- (2) 配線工事
・高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。
- (3) 塗装工事
・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（・一般居室、廊下等 ○駐車場）
・屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
- (4) 配線器具
・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（○新金属製・樹脂製）とする。
- (5) 支持金物等
・屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製又は銅材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
- (6) 用途別表示
・盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕2.2.10、2.2.12.5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、ブルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッティングプレート等の耐候性を有するものとする。
・カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッティングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (7) その他
・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
・分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
・自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

3章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

3. 照明制御の照度測定

明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。

・照度測定時期 100%点灯時（・夜間 ・昼間） 調光制御点灯時（・夜間 ・昼間）

4. 照明制御設定器

附属数（・1個 ・個）

5. 事前確認・施工後確認

・改修前の（○照明回路 ・）について、使用電力量の測定を行う。
・改修後の（○照明回路 ・）について、使用電力量の測定を行う。

4章 動力設備

1. インバータ装置の規約効率

三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、下表の数値以上とする。

電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率 (%)	200V	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5
	400V	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	95.0	95.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0

（備考）
・規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率の算出方法」により算出した値とする。
・電動機出力0.4kWの規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V・400V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
・電動機出力0.75kW以上の規約効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ」の定格電圧200V・400V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

5章 雷保護設備

1. 大地抵抗率の測定

工事着手前に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督員に提出すること。

6章 受変電設備

1. 受変電設備容量

総設備容量（ ）kVA

2. 変圧器

(1) 規格

・JEM 1500「特定エネルギー消費機器対応の油入変圧器における基準エネルギー消費効率」
・JEM 1501「特定エネルギー消費機器対応のモールド変圧器における基準エネルギー消費効率」

(2) ダイヤル温度計は、最高温度指針付とする。

3. その他

(1) 表示灯及び盤内照明器具はLEDとする。
(2) 400AFのMCCBには補助取手を盤毎に1個設けること。

7章 発電設備（内燃力）

1. 電気方式

・高圧（三相3線式 6,600V） ・低圧（三相3線式 200V）

2. 発電機容量

・発電機出力（ ）kVA ・原動機出力（ ）kW以上

3. 使用燃料種別

・軽油（備蓄量： L） ・灯油（備蓄量： L） ・A重油（備蓄量： L）

8章 発電設備（太陽光）

1. 太陽電池アレイ

公称出力（ ）kW以上

架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出法」による荷重計算書を作成し、監督員へ提出する。

2. 太陽電池の種類

・結晶系 ・薄膜 ・

3. パワーコンディショナの容量

（ ）kW以上

4. 系統連系方式

・高压連系 ・低压連系 ・みななし低压連系

9章 構内交換設備

1. 保安器用接地

・本工事 ・別途工事

2. 電話機への配線

卓上電話機1台につき、下記のものを見込む。

・ボクシ電話機 EM-BT1EE 0.4mm-2P（・15m ・ m）
・内線電話機 EM-TIEF 0.65mm-2C（・15m ・ m）
・多機能電話機 EM-BT1EE 0.4mm-2P（・15m ・ m）
・2号ワイヤプロテクタ（ m）

10章 構内配電（通信）線路

1. 施工方法

- (1) 図面に記載なき地中管路の埋設深さは、車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とする。
(2) 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上上立上部で耐候性のある管材に接続すること。
(3) 配管引込部の地盤変位対応種別（標準図 電力31.32）沈下量（○ 0.2m以下 ・ 0.6m以下 ・ 1.0m以下）

2. マンホール・ハンドホール

- (1) 蓋の記号表示は鋳型流込みによるものとし、（・電力 ・電気 ・通信 ・ ）を表示する。
(2) ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。

3. 高圧負荷開閉器

・閉鎖形（耐重塩じん用） ・地絡絶電器付（・方向性 ・無方向性）
※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。

4. 高圧ケーブルの屋外端末処理

・一般形 ・耐塩形

5. 埋設標識シート

- 高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。
・低圧幹線（外部からの引込み経路を含む。） ・外灯配線
・外部からの通信引込み経路 ・建物間の通信配線 ・外部通信機器の通信配線

11章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高 (mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
" (和室)	床上～中心	150	
" (台上)	台上～中心	150	
" (土間)	床上～中心	800～1,300	
" (車椅子用)	床上～中心	900	
プラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
" (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
" (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
" (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形観時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アンテナータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
" (外部受付)	床上～中心	標準図による	
" (モニタ付)	床上～中心	1,400	
" (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
" (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
" (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
" (LPガス)	床上～下端	300	

2. 配線図記号

(1) VVFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。

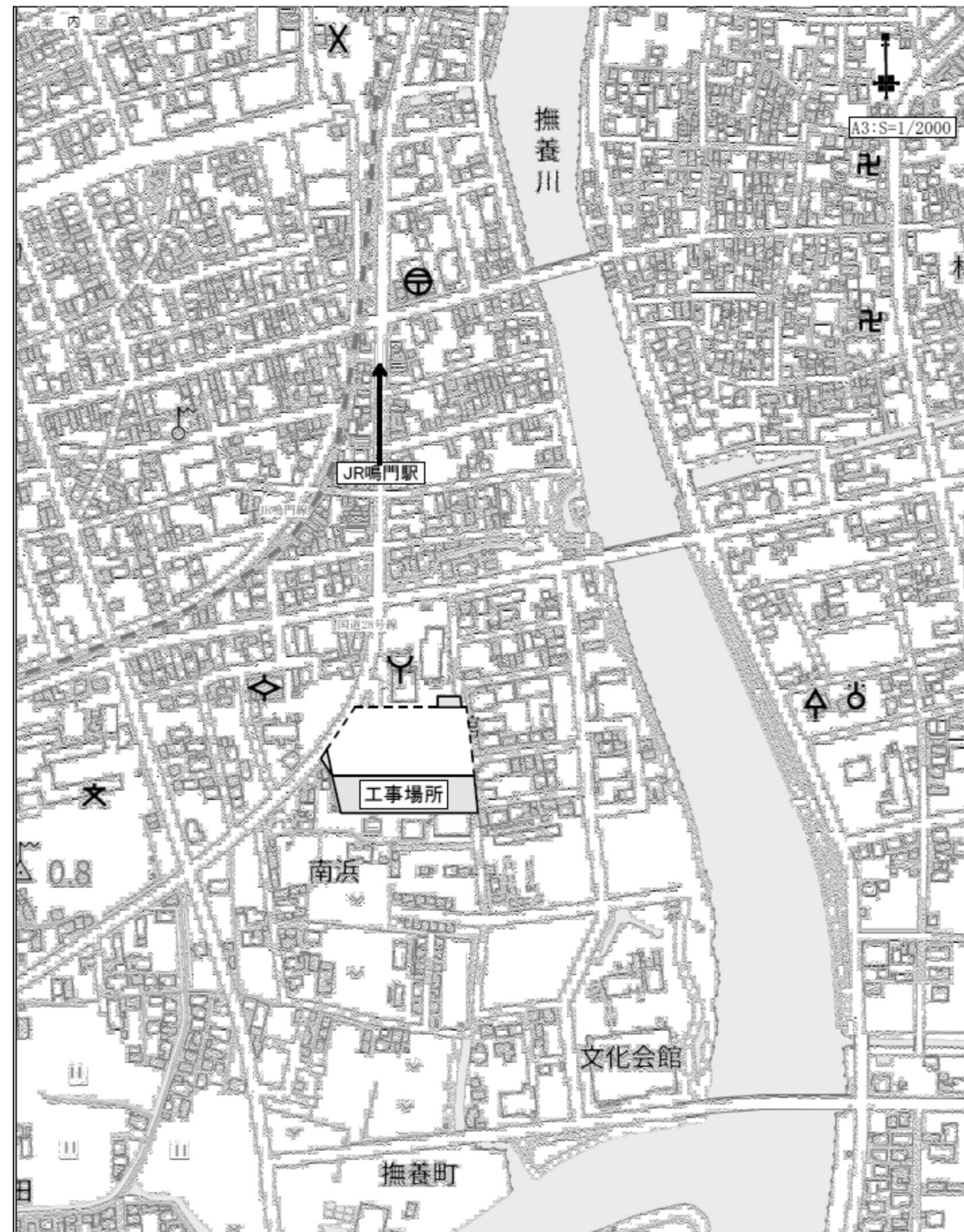
(2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。

(G16) (G22) … 厚鋼電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。

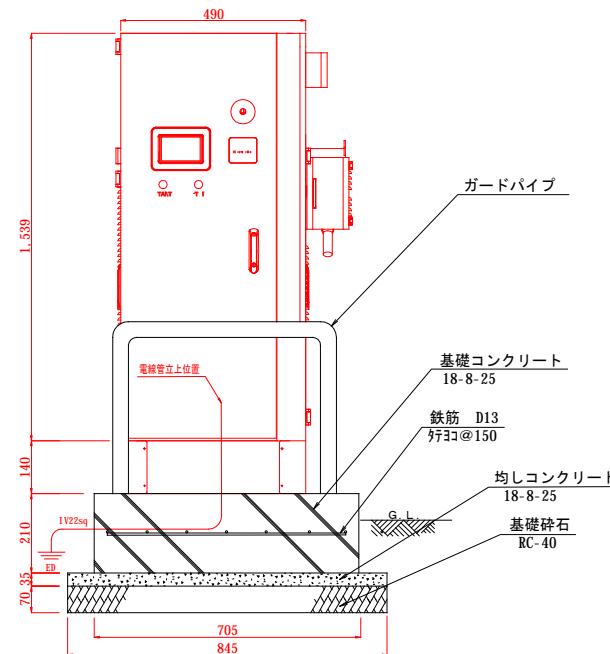
(16) (22) … PF管(単層管) (JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの) を示す。

(19) (25) … ねじなし電線管 (JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの) を示す。

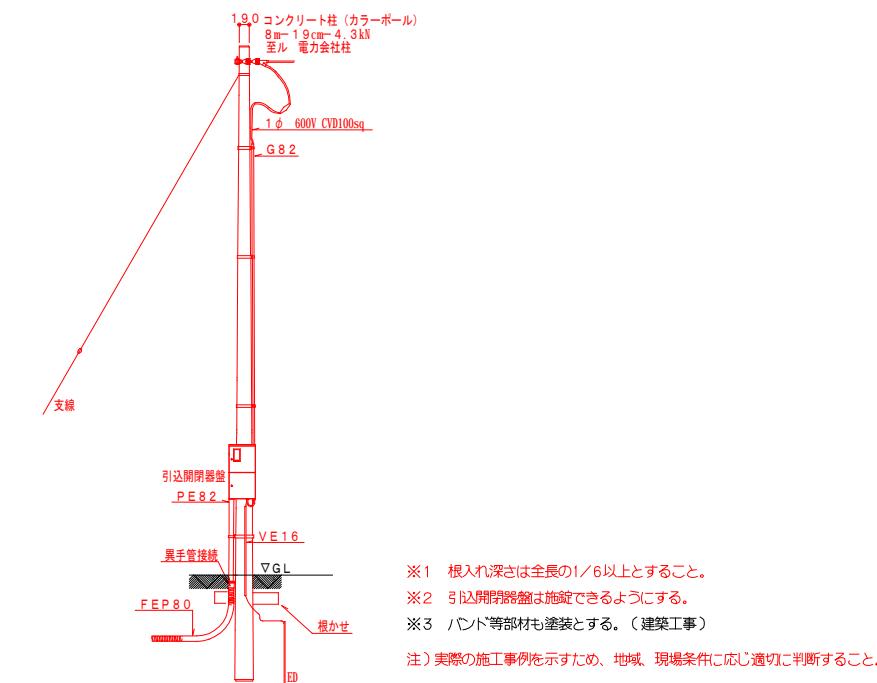
(3) 本件は1期工事に準じて、EMケーブルに変えてCVケーブル及びVVFケーブルの使用とする。



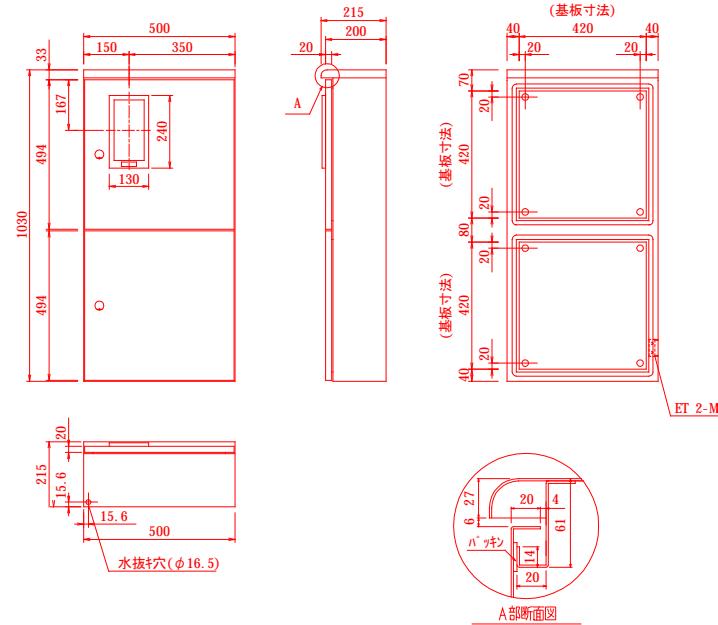
電気自動車用急速充電器



低圧引込柱 装柱図

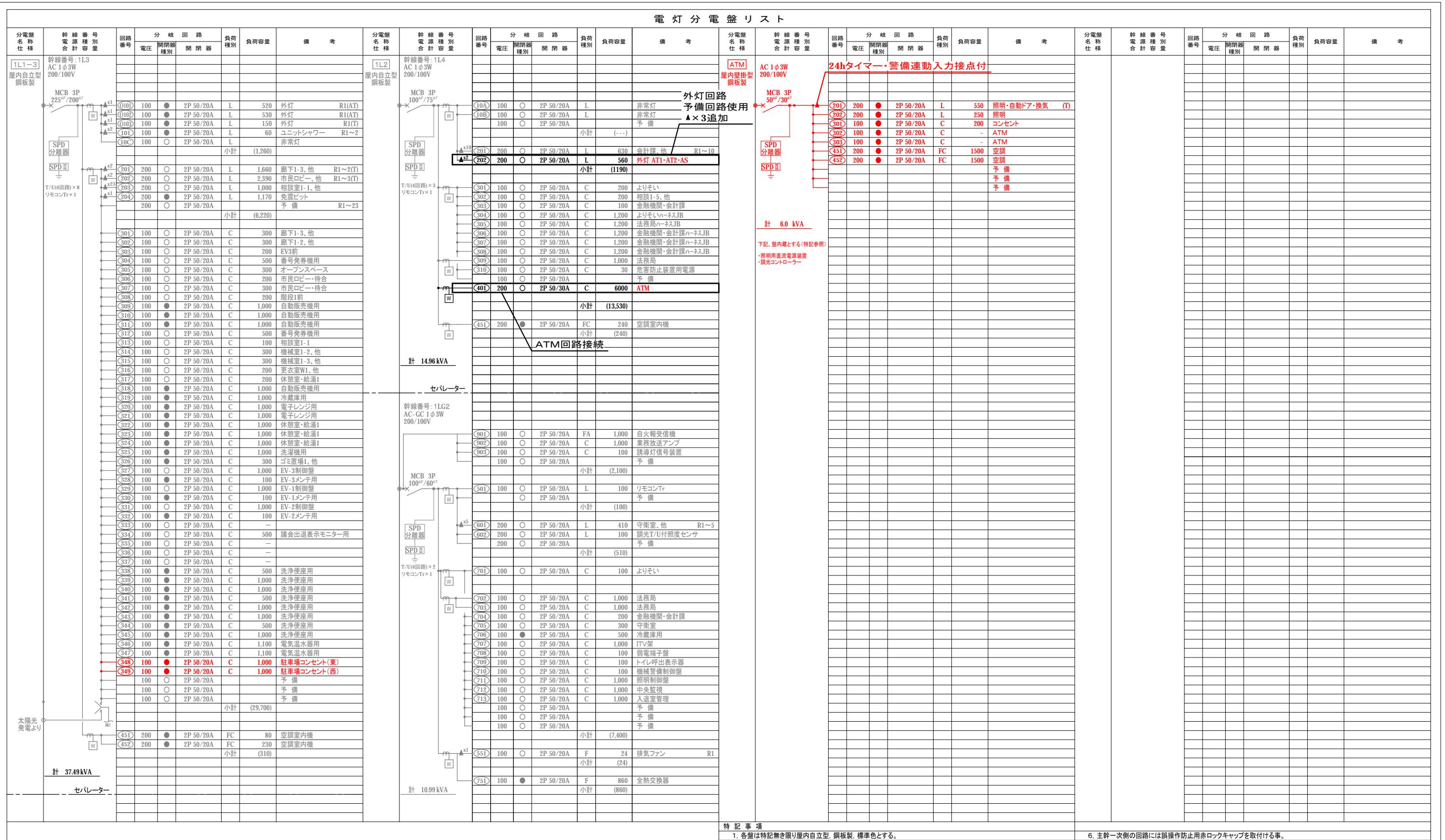


引込開閉器盤



【注記】

赤表示箇所が本工事を示す。



(イ) AS ON - タイマー1. OFF (COS付)

(□) AS ON - タイマー2. OFF (COS付)

(ハ) タイマー3. ON - タイマー3. OFF (COS付)

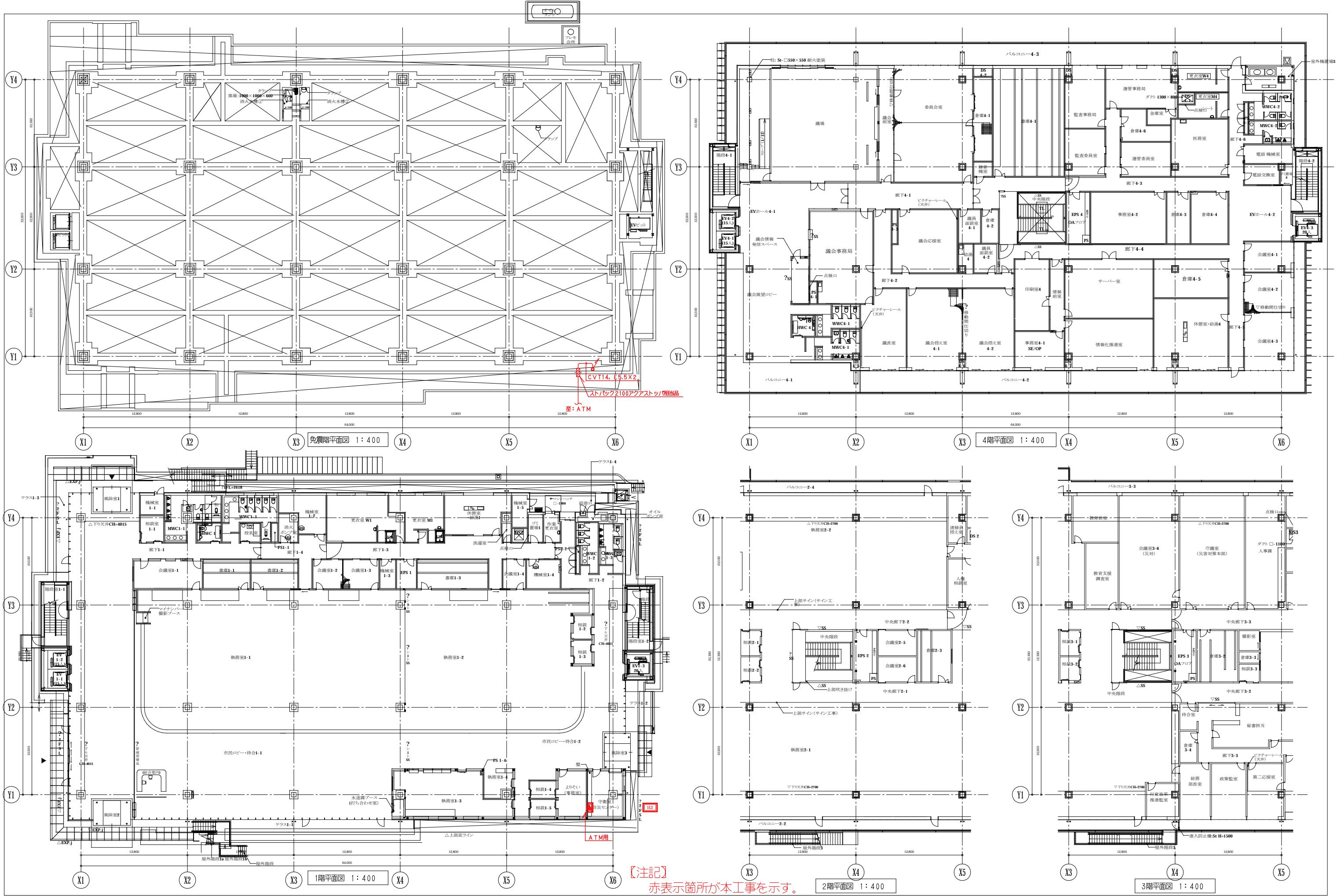
マグネット及びリモコンは盤内にCOS設置し切り換える

〔注記〕

赤表示箇所が本工事を示す。

特記事項

- | | |
|--|--|
| 1. 各盤は特記無き限り屋内自立型、鋼板製、標準色とする。 | 6. 主幹一次側の回路には誤操作防止用赤ロックキャップを取付ける事。
7. 図中、RTは年間プログラムタイマーユニットの点滅対象とする。 |
| 2. 盤の標準板厚は下記による。
キャビネット ボックス | 8. 図中、RR*はファン用リモコンリレーのNoとする。なお、操作は機器連動または、年間プログラムタイムユニットからの発停とする。 |
| 正面の面積 鋼板製 ステンレス製
0.2m ² 以下 1.2mm以上 1.0mm以上
0.2m ² 超過 1.6mm以上 1.2mm以上 | 9. 開閉器種別 ○はMCB、●はELBを表す。
10. 1次側のぞく予備回路は2回路以上見込むこと。
11. 配線用遮断器の遮断容量は主幹:2.5kA、分岐:2.5kAとする。
12. ELBは全てトリップ接点付とする。 |
| 3. 分電盤の負荷記号は『L』照明、『C』コンセント、『Z』誘導灯、『FC』ファンコイル(空調室内機)、『F』ファン、『FA』自火報とする。 | 13. 盤ごとにELBトリップ一括警報をとること。
14. 盤類は指定色とする。
15. 主幹MCBはELR付とする。 |
| 4. 図中 [W] は電力量計多回路モニター(参考品番:EMU4-BM1-MB)を表す。 | 16. 照明用直流電源装置の型番はOTW0/100-200/24 DM P 60W G2相当品とする。
17. 調光コントローラーの型番はLED LINE E2 TUNABLE CONTROLLER(調色用)相当品とする。 |
| 5. 表示ランプ類は全てLEDとする。 | |



種別	特記	株式会社内藤廣建築設計事務所	一級建築士 第159126号 内藤 廣	種別	件名 鳴門市新守舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(電気工事)
担当		前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所	一級建築士 第350612号 武 秀匡	設備設計一級建築士 第4350号 武 秀匡	完成年月 面図名称 幹線設備 免震・1・2・3・4階平面図 面図番号 E - 009

Table 1: Product Specifications

K	LEDモールライト	K	LEDモールライト		モールライトポール(カメラなし)	モールライトポール(カメラ1台)	モールライトポール(カメラ2台)
K61	LED 61.3W 6100 lm タイプ (3000 K) IP23防雨型 耐塩・指定色	K122	LED 122.6W 12200 lm タイプ (3000 K) IP23防雨型 耐塩・指定色		耐塩・指定色塗装	耐塩・指定色塗装	耐塩・指定色塗装

Diagram 1: Lighting Fixtures (a1, a2)

Table 2: Equivalent Products

K61 パナソニック XYG1032R LE9	相当品	K122 パナソニック XYG1037R LE9	相当品
LP LEDローボールライト	S LEDスポットライト	R LED3.4W フットライト	
LP8 LED 8W 230lm タイプ (2700K)	S17 LED 5.7W 330 lm タイプ (3000 K)	R3 LED 3.4 W 14 lm タイプ (3000 K)	
IP65防雨型 重耐塩仕様	IP65防雨型 重耐塩仕様	IP65防雨型 耐塩・指定色	

Diagram 2: Pole Installation Dimensions

Table 3: Equivalent Products (Bottom Left)

LP8 DAIKO LLP-7018LUE-LIA-7009U	相当品	S17 DAIKO LLS-7121YUW+LLA-7123U	相当品	パナソニック YYY66226 LE1	相当品
C 天井直付型 40形 一体型LEDベースライト 笠なし型	M 間接照明	J 天井埋込型 LED(白色) ダウンライト 浅型9H			
C401a LED 20.6W 3050lm タイプ (4000K)	M6 LED 4.8W 190lm タイプ (3000K)	J11 LED 11.6W 1685lm タイプ (4000K)			
	L-600タイプ	指定色			

Diagram 3: Pole Installation Dimensions (Bottom Left)

Table 4: Equivalent Products (Bottom Right)

C401a パナソニック XLX430NEWT LE9	相当品	M6 DAIKO LLY-7159YUW	相当品	J11 パナソニック XND1569WW LE9	相当品
TL LEDテープライト					
TL30 LED 3W (2700K)					
本体:IP68 コネクタ部:IP67 防雨型					
アルミフレーム見込む					

Diagram 4: Pole Installation Dimensions (Bottom Right)

Table 5: ATM Internal Components

TL30 BrightLite Frosted MINI (L=3000mm)	相当品
---	-----

Diagram 5: ATM Internal Components

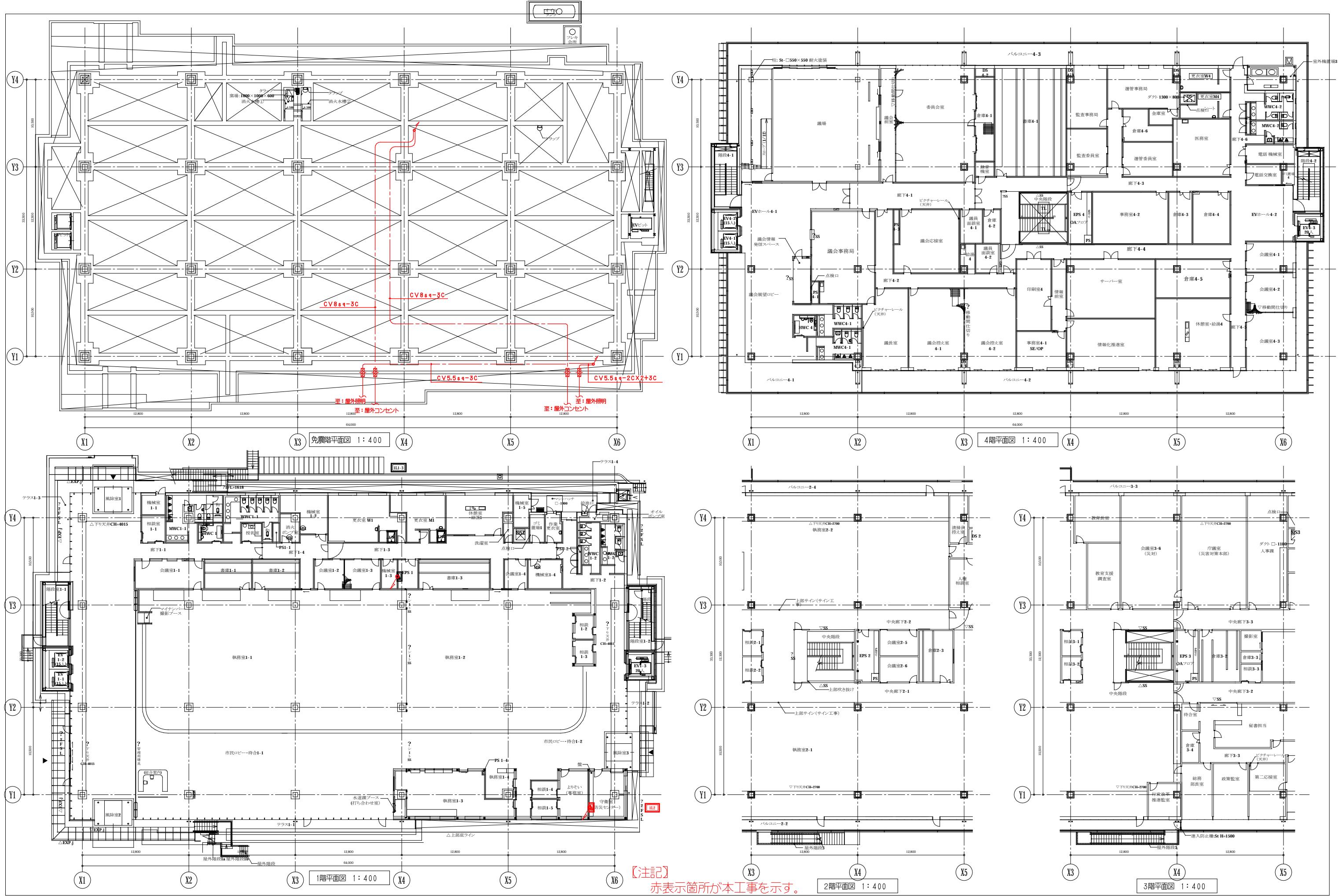
Table 6: General Notes

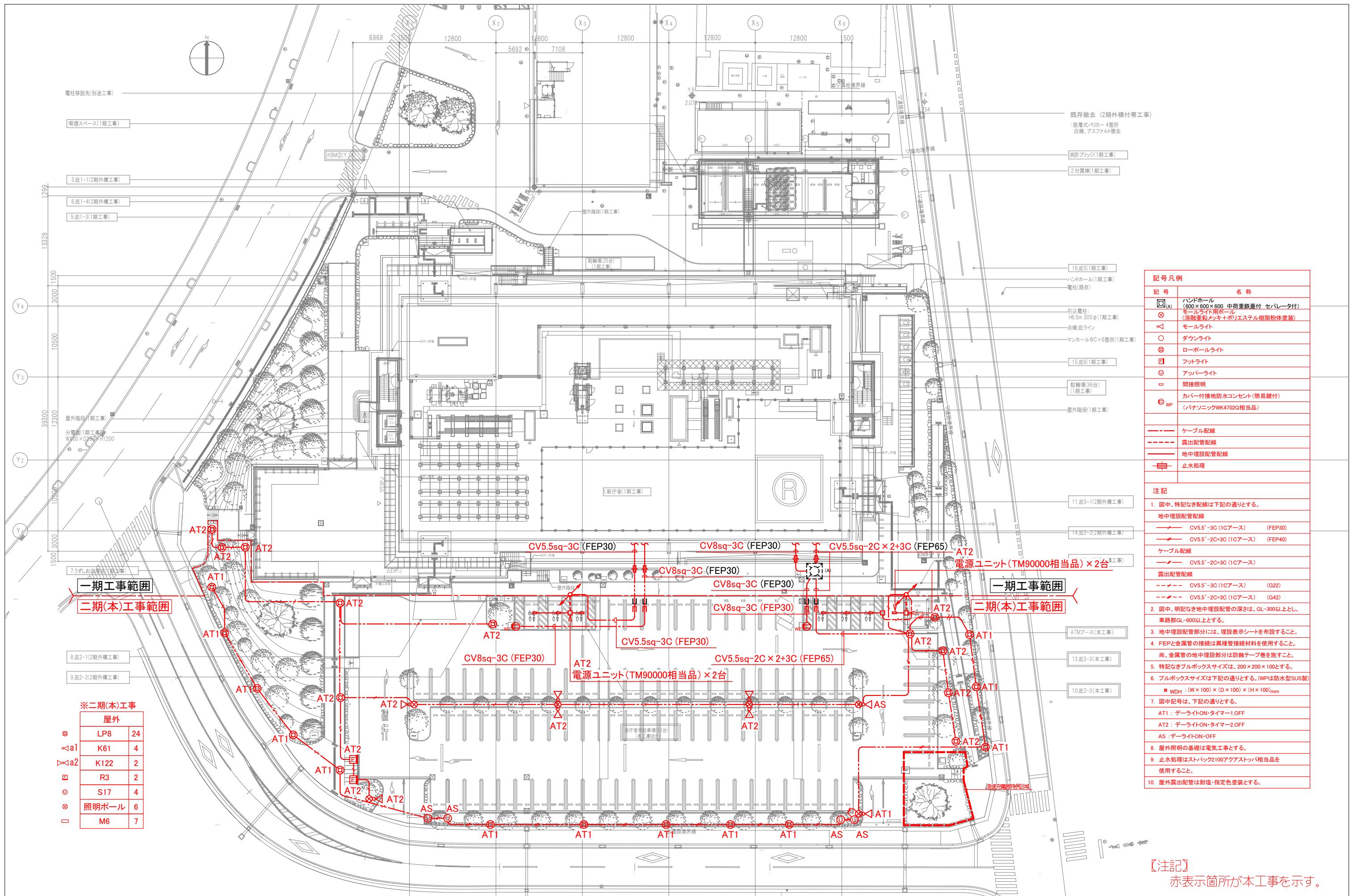
照明記号	器具形状記号	補助記号	ランプ記号		
A 逆富士 B 反射笠付 C トラフ D 下面開放 E カバー付き露出 F 下面アクリル G 棚下灯 H コーナー灯 I 床埋込照明 A 4 0 1 M 補助記号 灯数 W数 器具形状記号	J ダウンライト K 投光器 L コードベンダント M 間接照明 N ブラケット O シーリング P ポール灯 Q 保安灯 R フットライト	S スポットライト T 庭園灯 U 地中埋込照明 V 直付非常照明 W 埋込非常照明 X 避難口誘導灯 Y 通路誘導灯 Z 階段通路誘導灯	A 誘導灯A級 B 誘導灯B級 C 誘導灯C級 D クリーンルーム仕様 E 防爆 F 防塵 G ガード付 H 誘導灯面面 I 誘導灯片面	M 非常照明(一般照明兼用) O チェーン吊 P ハイブリッド R ルーバー付 S 耐塩 W 防水(防湿・防雨)	F1 LED一般蛍光灯 FHF インバータ蛍光灯 HID 高輝度放電灯 IL 一般白熱灯(電球) LED LEDランプ LDL 直管型LEDランプ JE 非常灯用ハロゲンランプ(電球)

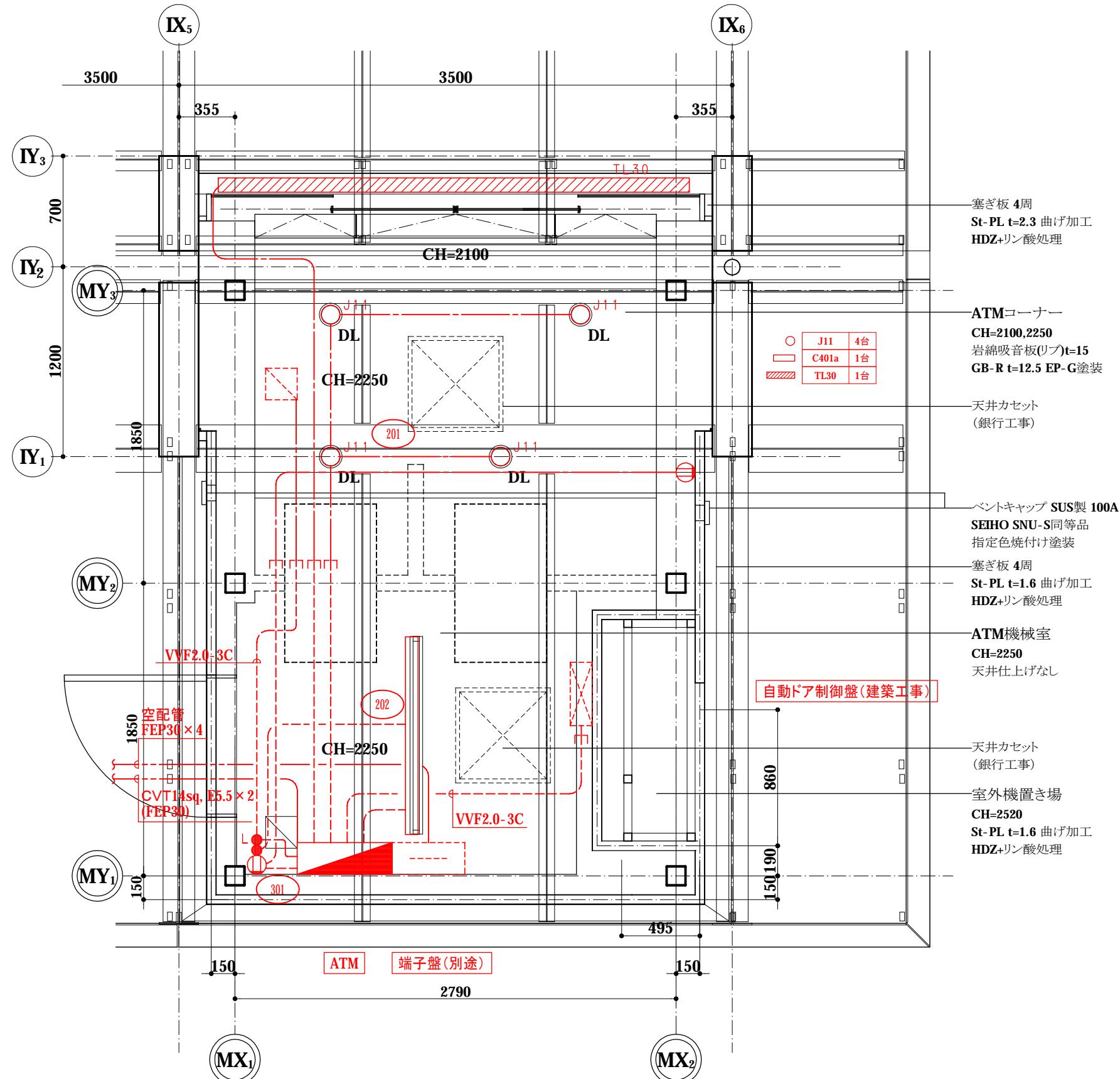
Notes:

- 管球の備品は特記仕様書に準ずる。
- 特記なき電圧は100-242 Vとする。
- 照明器具の消費電力はJIS C 8105-3の測定方法による。

【注記】 赤表示箇所が本工事を示す。







天井伏図 S=1:30(A3)

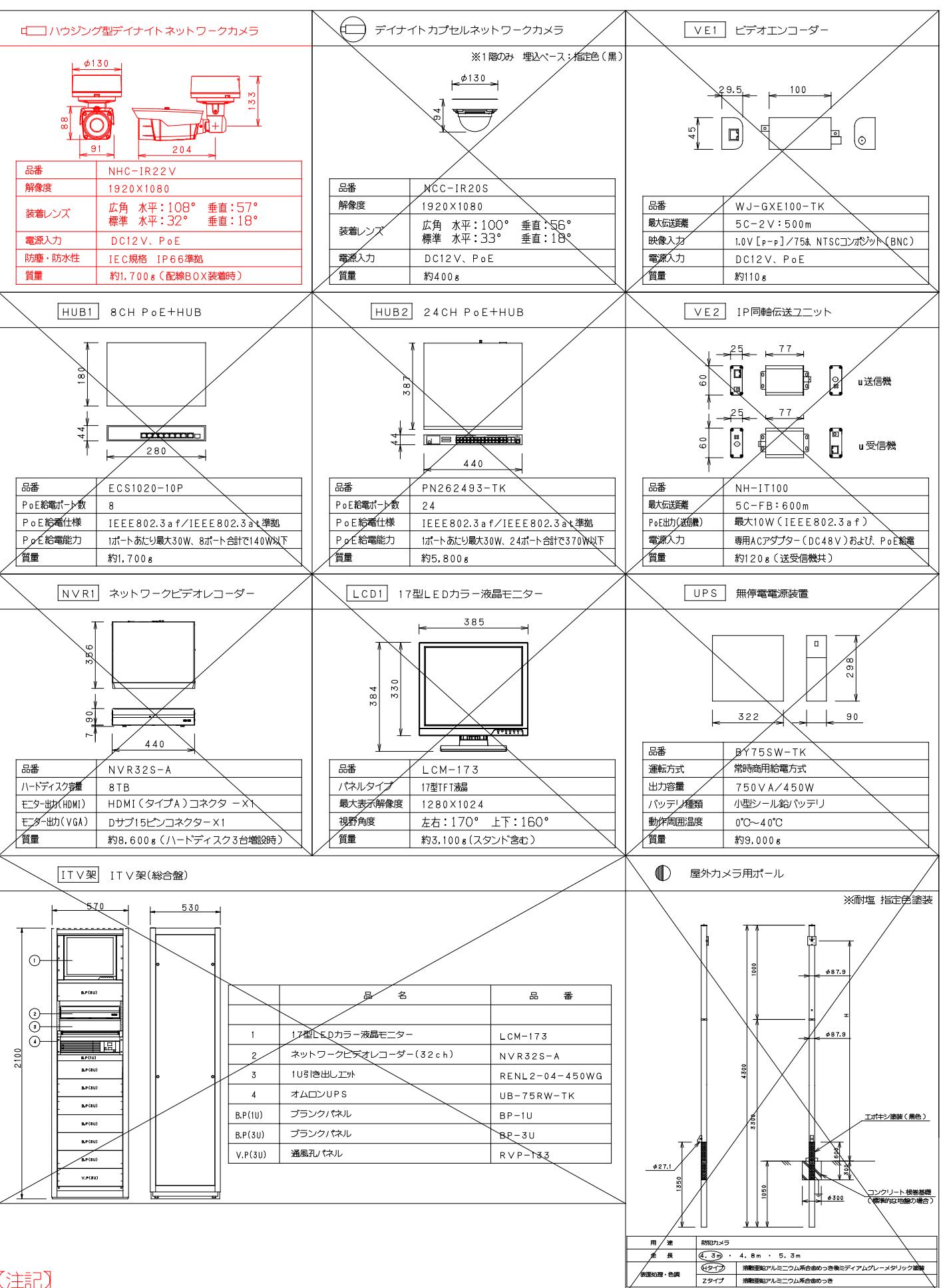
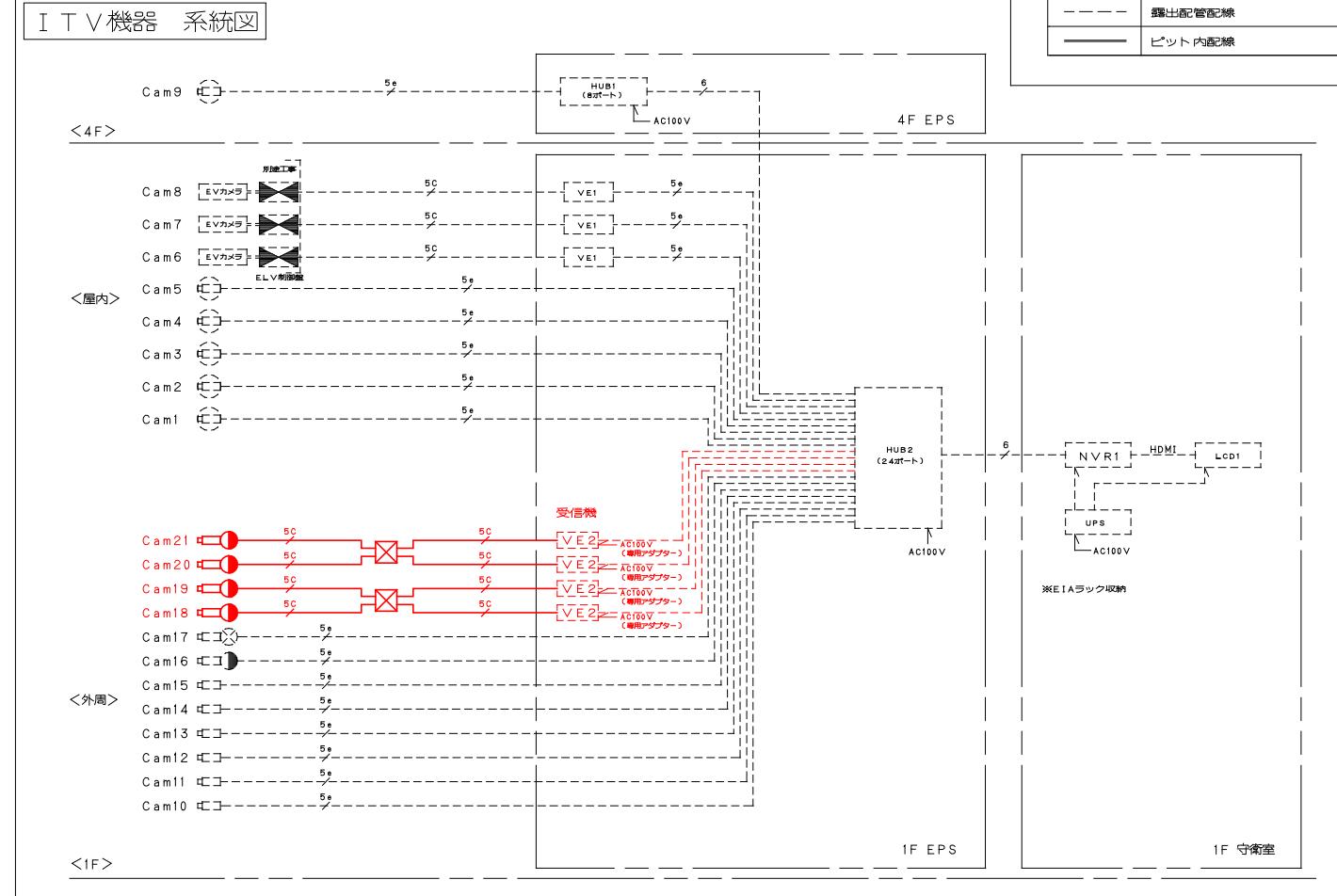
IATMコーナー工事区分					
電気工事を●とする					
種別	項目	本工事	依頼工事	別途(銀行)工事	備考
		A工事	B工事	C工事	
建築	内壁(四周)	○			
	内壁(中央のATM間仕切り壁)			○	
	天井	○			
	自動ドア	○			
	自動ドア制御盤	○			自動ドアはタイマー制御
	室外機置場	○			
	空調冷媒スリーブ	○			
	空調ドレン排水口	○			
	看板 ベース(自動ドア直上)	○			看板 板のSt-PLまではA工事
	看板 サイン(自動ドア直上)			○	サインのカッティングシートはC工事
電源	ATM分電盤	●			鋼製壁掛け(W600H1200D250程度想定)機械室設置 10回路(サイン照明、自動ドア、換気扇がA工事のため)
	ATM分電盤1次側配線	●			1階EPSより配線 単相6kVA
	ATM分電盤2次側配線			○	ただし、A工事実装分はA工事(照明、コンセント、換気、自動ドア)
	1期分電盤接続	●			1期工事1階分電盤に予備スペース確保
	電力量計	●			1期1階分電盤にA工事設置とし、中央監視にて計量
室内照明	機器	●			ATMコーナー側はタイマー、機械室は手元スイッチ
	配管	●			
	配線	●			
看板照明	機器	●			外周のみえがかりに影響するためA工事
	配管	●			
	配線	●			
	タイマー制御	●			
コンセント	配線	●			
	機器	●			
	配線	●			
電話	端子台		○		機械室壁想定
	機器		○		
	配管・ラックルート	●			1階EPSまで 引き込み配管はFEP30×2 機械室床突き出し
	配線		○		
情報	端子台		○		機械室壁想定
	機器		○		
	配管・ラックルート	●			1階EPSまで 引き込み配管はFEP30×2 機械室床突き出し
	配線		○		
セキュリティ	機器		○		
	配管		○		
	配線		○		
空調	室内機器		○※		※天井カセット型を選定ください。天井工事の前に機器設置工事調整が必要です。
	屋外機器		○※		単相1.5kW程度×2 想定 ※指定色塗装としてください。
	冷媒管		○		
	配線		○		
換気	機器	○			24時間 分電盤面に手元スイッチ
	配線	●			
給排水	給水	-	-		無し
	空調ドレン排水管		○		

記号凡例	
記号	名 称
	分電盤
	端子盤 (別途工事)
	制御盤 (建築工事)
	照明器具
	照明器具
	照明器具 ダウンライト
TM盤内蔵	直流電源装置(OT60/100-200/24 DIM P 60W G2相当品)
TM盤内蔵	調光用コントローラー (Brightlight: LEDLINE E2 TUNABLE CONTROLLER 相当品)
●	タンブライスイッチ 2P15A×1
●L	タンブライスイッチ(オンピカ) 2P15A×1
①	壁付コンセント 2P15A×2 E付
	換気扇 (設備工事)
	ケーブル配線
	露出配管記線
	地中埋設配管記線
注記	
1. 図中、特記なき配線は下記の通りとする。	
VV22.0-3C (ICアース) (E19)	
2. 図中記号は、下記の通りとする。	
T3 : タイマー-3.ON-OFF	

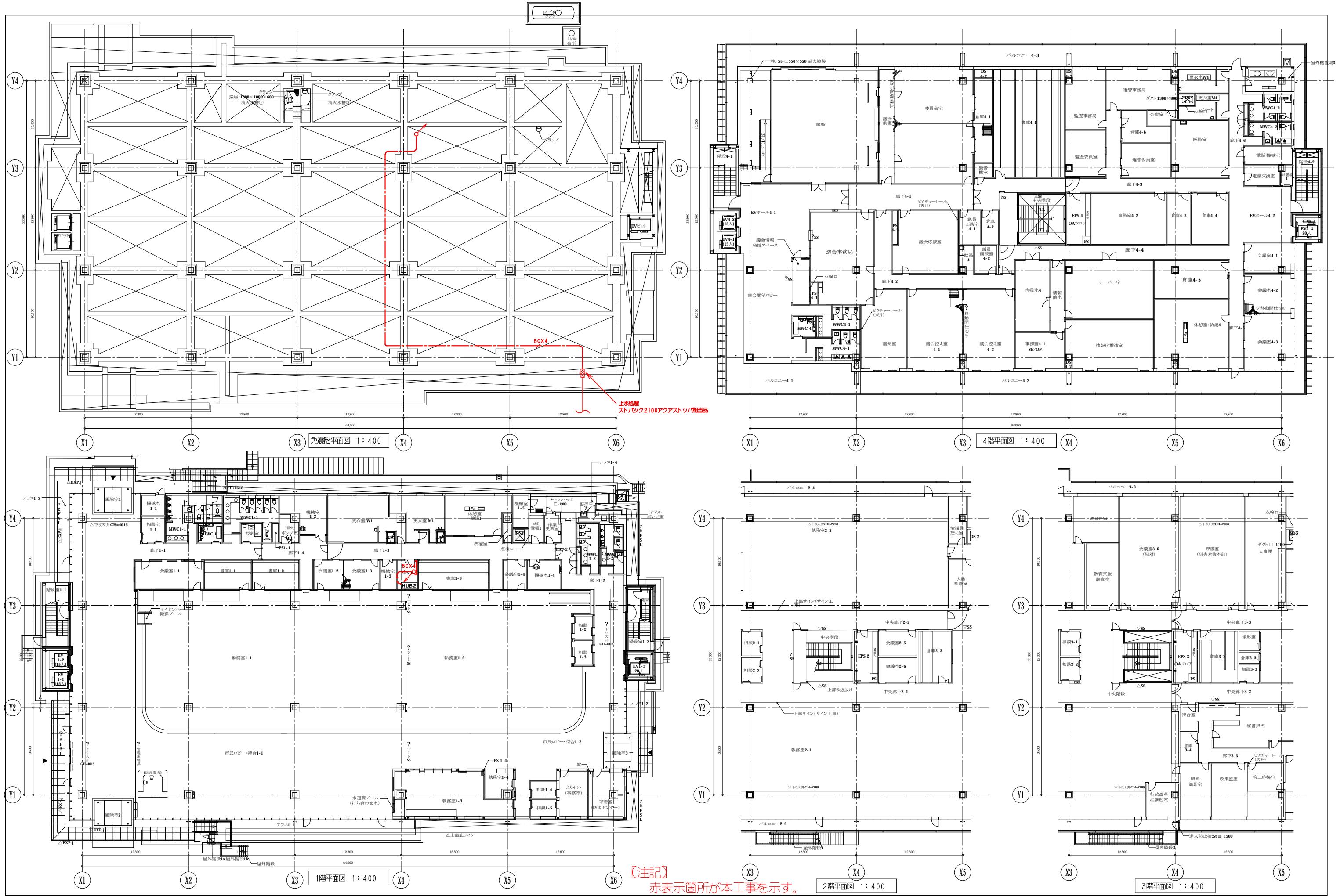
【注記】
赤表示箇所が本工事を示す。

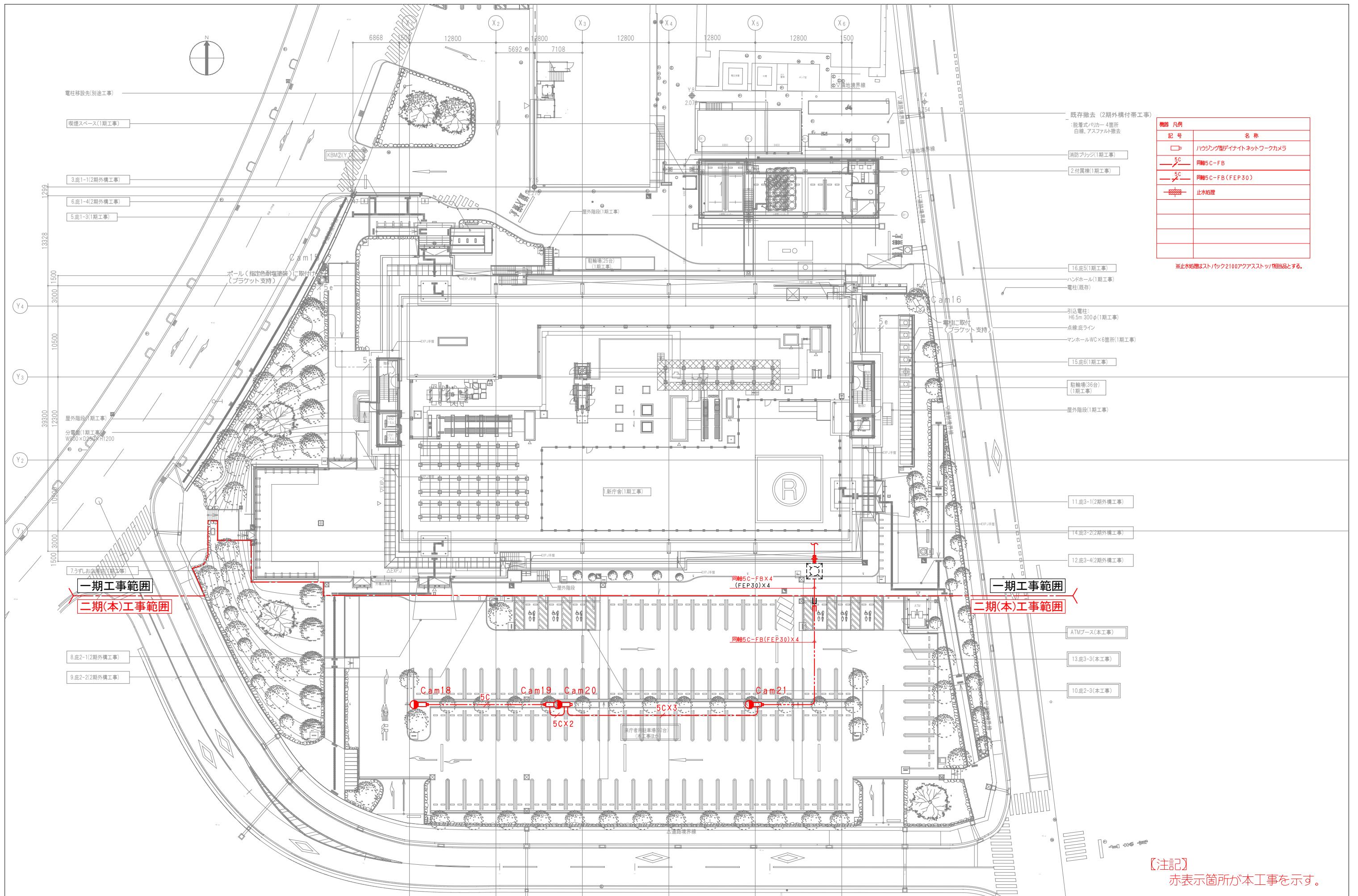
ITV機器 システム機能仕様	
システム概要	
1. 概要	
・不審者の侵入に備え、防犯監視用として監視カメラを設置する。	
・防犯カメラ設置場所は、敷地車庫出入口、建物外周、各エレベータ、4Fサーバー室前とする。	
・監視カメラシステムはネットワークで構築され、階守衛室にITV架を設置し、総合監視を行う。	
・録画時間は、画像サイズ：1920×1080、画質：高、カメラ台数：19台、記録レート：7枚/秒、24時間録画にて2週間とする。	
2. 機能	
・全てのカメラ映像はネットワークビデオレコーダーに録画するものとし、圧縮方式はH.265で記録可能のこと。	
・EV会社が設置するアナログNTSC映像信号を防犯カメラシステムに取り込むことができる。	
・ネットワークビデオレコーダーはカメラの接続台数を32台以上できること。	
・ネットワークビデオレコーダーはHDMI、VGAにて映像出力できること。	
3. 監視	
・ライブ画面は最大32台を同時表示できること。	
・その他、1画面、4分割表示、9分割表示、16分割表示、25分割表示、30分割表示、36分割表示と選択できること。	
4. 録画	
・録画方式は、圧縮方式H.265とする。	
・指定したフレームレートで録画できること。	
5. 操作	
・再生操作は録画中も録画を止めることなく行えること。	
・検索画面にカレンダー、タイムラインが表示され、それらによって録画映像を検索できること。	
・録画映像をUSBなどの外部媒体にコピーできること。	
・ネットワークビデオレコーダーに操作用マウスを直接接続し、パソコンなどを使用せずに監視カメラシステムが運用できること。	
7. 工事区分	
(1)既存設備システム変更調整費を見込む。	

録画パターン	カメラ種類	画像圧縮方式	画像サイズ	フレームレート	画質	概算録画期間
連続	NHC-IR20S	H.265	1080P	7	高	約19日 (459時間)
	NHC-IR20S					

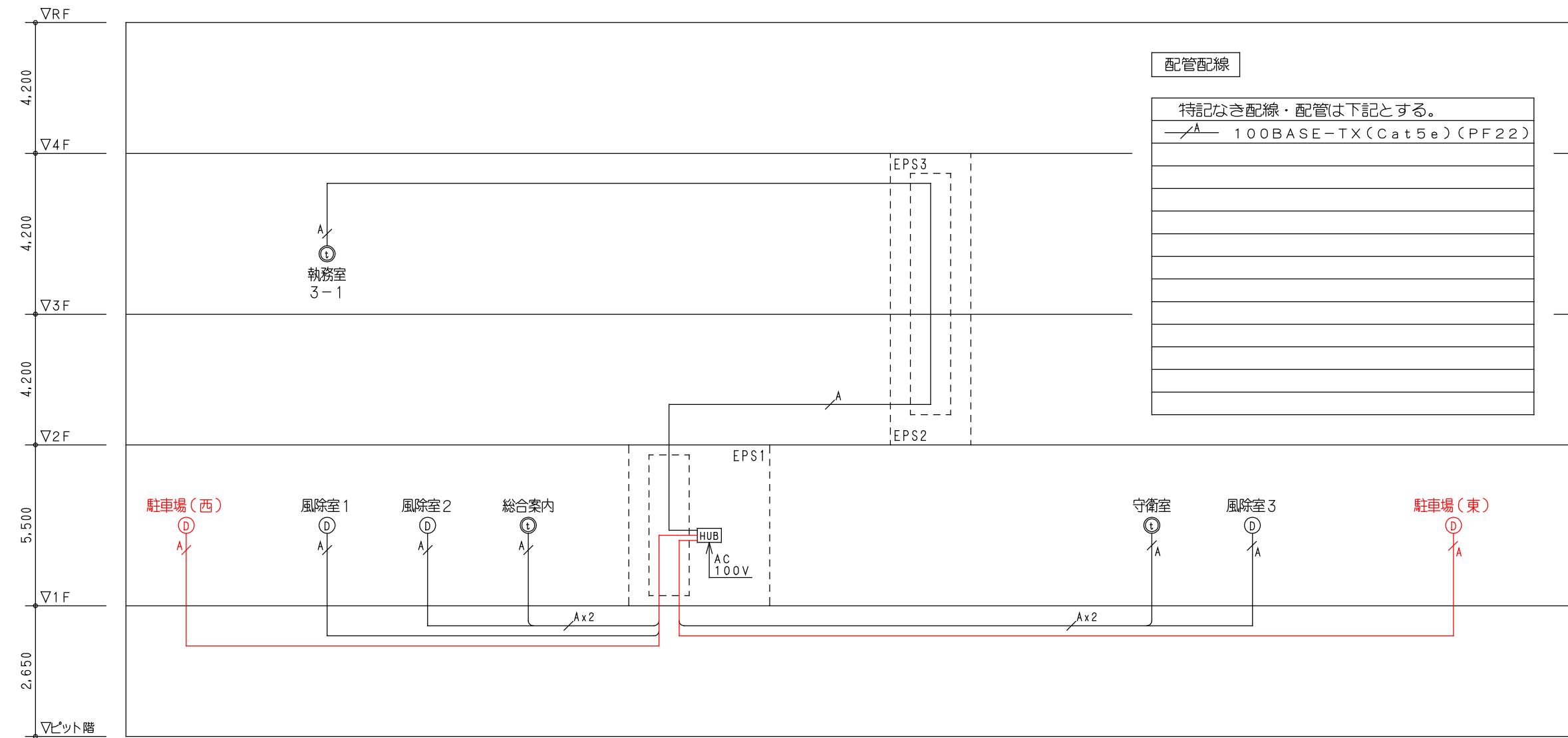


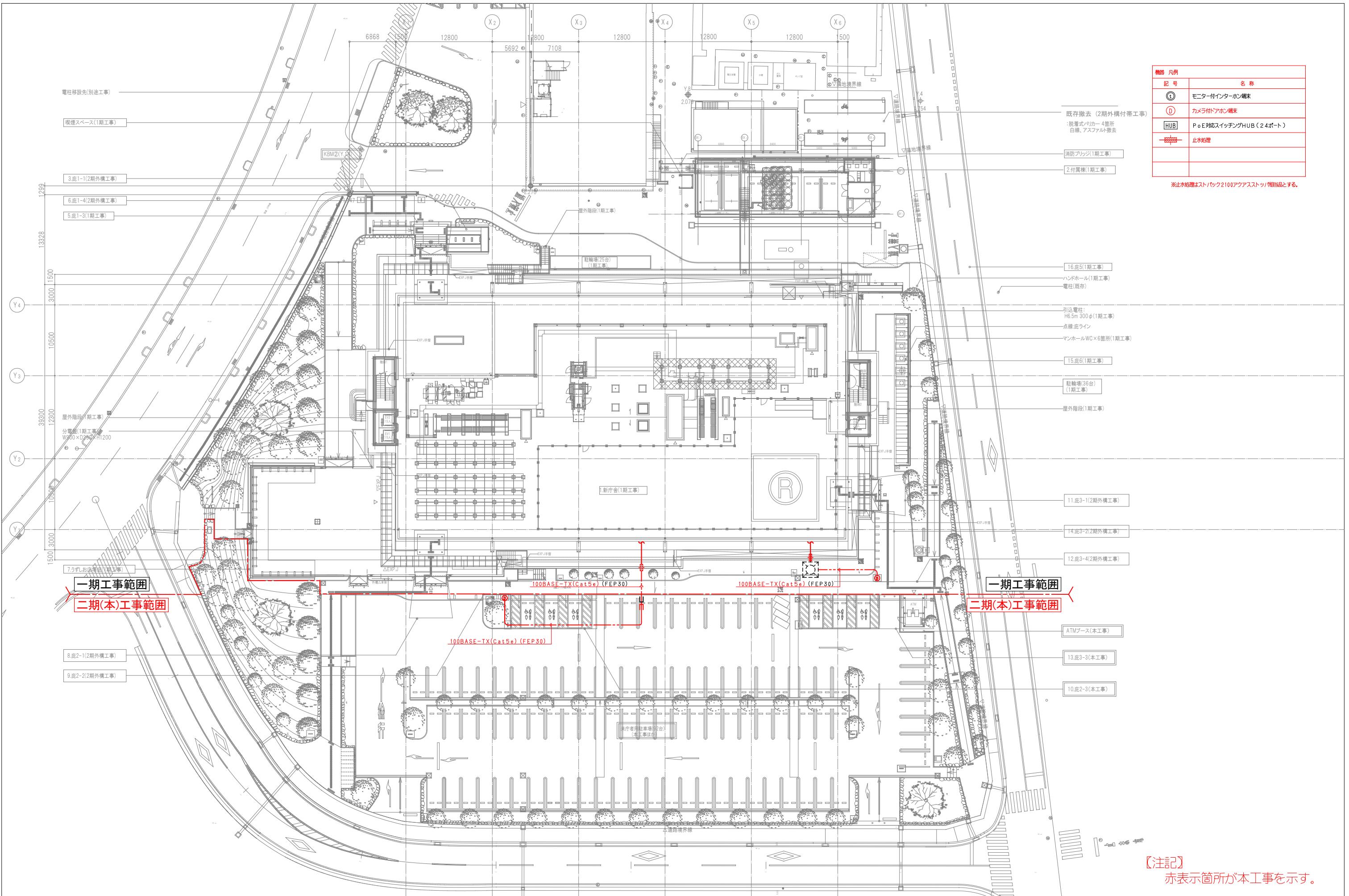
【注記】
赤表示箇所が本工事を示す。



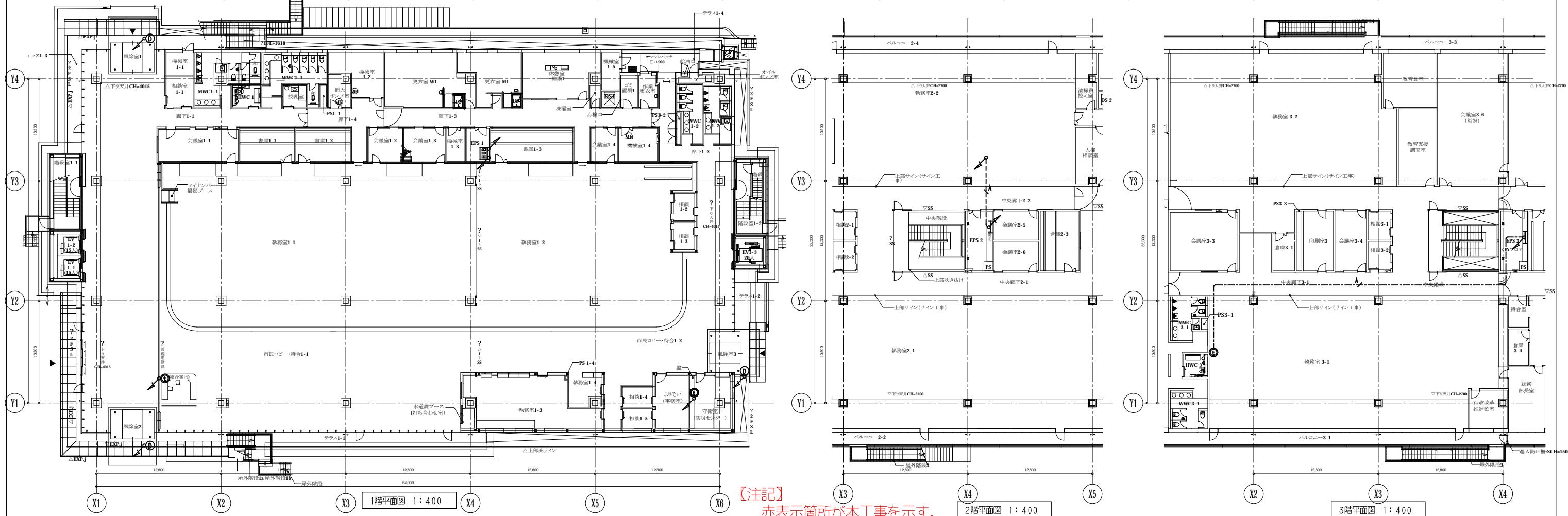
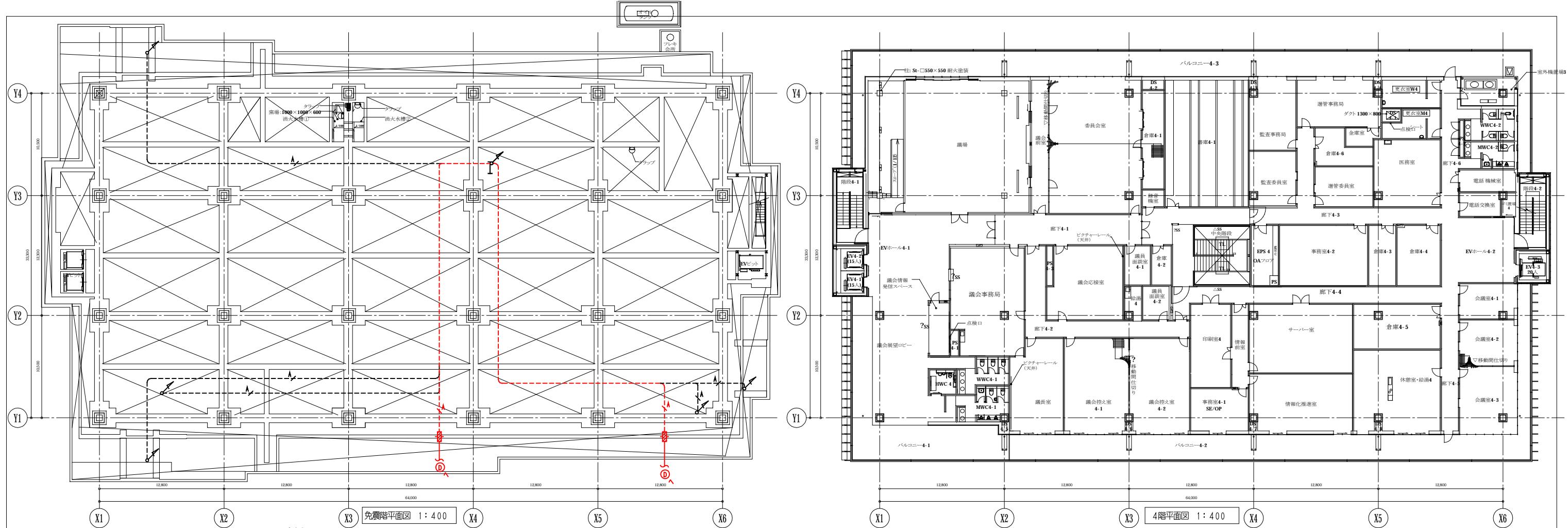


◎	モニター付インターホン端末 IX-MV7-HW	◎	カメラ付ドアホン端末 IX-EAU\$テンジフレット IX-E-BOX	HUB	PoE対応スイッチングHUB(24ポート) PN262493-A
電源	PoE Class0(IEEE802.3af準拠)	電源	PoE (IEEE802.3af Class 0)	電源電圧	AC100V
形状	据置設置(卓上台(付属)使用)	通話方式	拡声自動交互通話	ポート数	28ポート(うち4ポートはSFPポートと選択利用)
材質	難燃性樹脂	カメラ	1/3型カラーCMOS SX VGA 1280×960(約120万画素)	PoE給電	24ポート
通話方式	受話器による電話型同時通話、またはハンズフリー通話	最短被写体距離	5ルクス	消費電力	最大472W 最小29.8W
モニター	7型TFT液晶ディスプレー	LAN	イーサネット(10BASE-T, 100BASE-TX) Auto MDI/MDI-X対応	供給電力	30.0W(ポート1~24) 最大給電370W
LAN	イーサネット(10BASE-T, 100BASE-TX)	形狀	壁埋入型(専用埋込ボックス(IX-E-BOX))		
登録端末数	500	材質	自己消火性樹脂		
備考	卓上台(付属)の角度30° 45° 60° の3段階				





前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体		本誌	特記			株式会社内藤廣建築設計事務所 第159126号 内藤 廣	一級建築士 A1= 250 A3= 500	施工年月日	件名 岐門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(電気工事)	
前田建設工業株式会社  吉成建設株式会社										
NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES		担当				前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所 第350612号 武 秀匡	一級建築士 第4350号 武 秀匡	設備設計一級建築士 第4350号 武 秀匡	図面名称 インターホン設備 配置図	図面番号 E - 018



【注記】
赤表示箇所が本工事を示す。

前田建設・吉成建設・内藤廣建築設計特定建設工事共同企業体	承認	特記				株式会社内藤廣建築設計事務所 第159126号 内藤 廣	一級建築士 A1= 200 A3= 400		縮尺 A1= 200 A3= 400	件名 鳴門市新庁舎整備事業 2期外構工事のうち付帯工事(電気工事)
前田建設工業株式会社 <small>NAITO ARCHITECT & ASSOCIATES</small>	担当					前田建設工業株式会社関西支店一級建築士事務所 第350612号 武 秀匡	一級建築士 第4350号 武 秀匡	設備設計一級建築士 第4350号 武 秀匡	完成年月日	図面名 インターホン設備 免震・1・2・3・4階平面図